

奈良県立高等学校等に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

## 奈良県教育委員会規則第十六号

奈良県立高等学校等に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十二月奈良県条例第十六号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、奈良県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する条例第二条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の在校等時間の上限)

**第二条** 奈良県教育委員会（以下「委員会」という。）は、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」という。）第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間が次の各号に掲げる上限の時間の範囲内となるよう、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

一 一箇月について四十五時間

二 一年について三百六十時間

2 委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に業務量が増える状況により教育職員が所定の勤務時間外に勤務する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間が次の各号に掲げる上限の時間及び月数の範囲内となるよう、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

一 一箇月について百時間未満

二 一年について七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四

箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において四十五時間を超える月数について六箇月

(その他)

**第三条** 前条に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。